

非常災害時における対応について

陽春の候、皆様におかれましては、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、八戸市教育委員会からの「特別警報」発表時を含めた非常災害時の対応基準を受け、島守小学校、中学校では、以下のように対応いたします。引き続き保護者の皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

1 地震が発生した場合

	震度 5 弱以上	震度 5 弱未満(大きな被害等がない場合)
自宅にいる場合	<ul style="list-style-type: none"> 原則として、「休校」とします。 	<ul style="list-style-type: none"> 原則として、「出校」とします。 保護者の方が登校させることが危険と判断された場合は、学校へ電話連絡の上、自宅待機させてください。その後、安全が確認された場合は登校させてください。その際は、欠席や遅刻とはなりません。
学校にいる場合	<ul style="list-style-type: none"> 下校の際は、原則として児童・生徒を直接保護者に引き渡します。学校に迎えに来てください。 保護者(家族)と連絡が取れない場合は、児童・生徒を学校に留め置きます。 	<ul style="list-style-type: none"> 大きな被害等がない場合は、通常どおり授業を行います。 停電の場合、給食が実施できない場合、校舎の水道やトイレの使用に不具合がある場合は、状況から判断して授業を途中で中止して、下校させる場合もあります。 保護者の方に迎えに来ていただくか、あるいは集団で下校させます。
登下校中の場合	<ul style="list-style-type: none"> あらかじめ家族で相談し、対応を決めておいてください。(学校に避難する、自宅に戻る、待ち合わせの場所の確認 など) 	

<備考>

- ※ 「震度 5 弱」の取り扱いについて
 - ・八戸市内のいずれかの地点で観測された最大震度を基準にします。島守地区が震度 4 で、他地区では震度 5 弱と観測された場合は、取り扱いは市内全域「震度 5 弱」となります。
- ※ 16時30分以降に震度 5 弱以上の地震が発生した場合は、市内全域、翌日の給食は実施されません。また、翌日の朝 6 時現在で停電や断水がなく、震度 5 弱以上の地震がない場合は、原則として午前授業とし、12時30分に下校することにします。

2 台風発生時や警報発令時（暴風雨・雪）における対応

- (1) 「特別警報」が発表された場合
 - ・夜半，早朝，市内に「特別警報」が発表された場合，当日は原則として「休校」とする。
 - ・児童生徒が在校中に「特別警報」が発表された場合，児童生徒を直接保護者に引き渡すものとする。
- (2) 登校に際して危険が予想される場合
 - ・登校前に「暴風雨警報」等が発令されている場合，保護者の判断で登校させるかさせないか，または，遅れて登校するかを決めてください。その際は，学校へ電話連絡をしてください。その際は，欠席・遅刻とはなりません。
 - ・登校前に学校から，休校や活動の中止等について電話連絡をすることがあります。
 - ・近所で道路の冠水，危険箇所がある場合は，学校に連絡してください。
- (3) 登校後に「暴風雨警報」等が発令された場合
 - ・気象状況や通学路等の状況から判断し，授業を中止してすみやかに下校させる場合があります。
 - ・危険な状態が継続する場合は，学校に留め置き，保護者に直接引き渡します。
- (4) 停電及び断水の場合
 - ・朝6時の時点で，学区内が停電の場合や断水の場合は，原則として「休校」とします。

3 その他

- (1) 保護者への児童・生徒の「引き渡し」について
 - ・原則として，保護者でなければ引き渡しをいたしません。
 - ・保護者（家族）と連絡が取れない場合は，児童・生徒を学校に留め置きます。
- (2) 自宅待機している場合
 - ・小、中学校からの安否確認や連絡がありますので，児童・生徒を自宅に留め置くようお願いいたします。
- (3) 熊や猿等が出没した際は，小学校と中学校と電話連絡を取り，連携して対応します。

※ このお知らせは，各家庭の見やすい場所に掲示をお願いします。